

調査の設計に当たっての基本的視点について

1 国における介護保険制度の見直しの視点

7月30日 社会保障審議会・介護保険部会報告（概要）から抜粋

<見直しの基本的視点>

1 制度の「持続可能性」

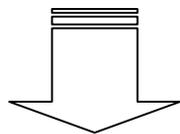
介護保険制度は、国民の老後における介護の不安に応える社会システムとして定着している。制度の「持続可能性」を高める観点から、将来の急速な高齢化の進展を見据え、『給付の効率化・重点化』を思い切って進める必要がある。

2 「明るく活力ある超高齢社会」の構築

「明るく活力ある超高齢社会」を築く観点から、要介護状態の予防・改善を重視した『予防重視型システム』への転換を図ることが重要である。また、経済活性化や雇用創設、地域再生の面で期待される役割は大きい。

3 社会保障の総合化

「社会保障の総合化」の観点から、介護、年金、医療等の『各制度間の機能分担』を明確化し、相互の調整を進めることが求められる。これにより、制度の重複や空白を解消し、社会保障制度全体を効率的・効果的な体系へ見直していくことが必要である。



また、具体的な方向性として・・・

- 在宅ケアの推進 - 「在宅支援の強化」と「利用者負担の見直し」 -
- 地方分権の推進 - 市町村の保険者機能の強化 -
- 地域ケア体制の整備
- 地域密着型サービスの創設
- 「地域包括支援センター（仮称）」の整備 などの項目が掲げられており、
生活の場である「地域」を基盤として、介護を含む様々なニーズに対応したサービスが、包括的かつ継続的に提供されることが重要と考えられている。

2 京都市民長寿すこやかプランの見直しにおける基本的視点

現行の京都市民長寿すこやかプランの重点課題ごとの論点は、各ワーキンググループで議論してきた内容（本日の資料4）であるが、本市における介護サービスの給付状況や国の審議会の動向等を踏まえ、プランの見直しにおける基本的な視点を大きく次の2点に置く。

< プランの見直しにおける基本的視点 >

- (1) 総合的な介護予防システムの確立
- (2) 日常生活圏域を基本とした在宅支援体制の構築

3 調査の設計に当たって

今年度を実施するプランの見直しのための調査の項目については、次回の推進協議会及びワーキンググループで議論する予定であるが、調査の設計に当たっての考えをまとめた。

基本的視点（1）：総合的な介護予防システムの確立

- 介護給付の効率化・重点化を推進するためには、これまでの給付実績をもとに、介護保険制度の基本である「自立支援」に照らして、その効果が現われているかという観点から点検を行う必要がある。
- 軽度者については、早い段階から個々人の状態に応じた介護予防サービスを適切に提供することが望ましく、また、介護保険制度の本来のあり方としても、利用者の要介護度の維持・改善につながるサービス提供が期待される。しかし、実態として、軽度者の改善率は低く、予防効果も薄いといった指摘がされている。
- 介護予防に関連するサービスは、現行制度のもと、保健、医療、福祉、介護保険の各分野において提供されているが、これらの間では対象者の範囲やサービス内容の整合性が確保されていない状況がある。
- 今回のプランの見直しにおいては、利用者の視点に立った総合的な体系（次頁のイメージ図を参照）としての整理を行い、介護保険の対象者以外も含め、地域において介護予防サービスが体系的に提供される体制を整備していく必要がある。この際、狭義の介護予防サービスのみを捉えるのではなく、健康づくり、生きがいづくり、生活支援も含めて検討する必要がある。
- このため、「要介護状態となるリスク要因」という観点から、その分布状況を把握し、リスクの内容・段階等に適切に対応した介護予防施策のあり方（体系）が検討できるよう調査を設計する。

【現行の介護予防関連サービスの体系イメージ】

| | | 自立高齢者 | | 要支援 高齢者 | 要介護 高齢者 |
|-----------------|-------------------|---|--|------------|---|
| | | 元気な高齢者 | リスクの高い高齢者 | | |
| 広義の 介護 予防 | 介護保険事業 | | | | 介護保険サービス |
| | 介護予防・生活 支援関連事業 | 生活 支援 | 配食サービス，入浴サービス，緊急通 報システム，日常生活用具 | | ホームケア促進 事業，徘徊高齢 者あんしんサー ビス，家族介護 用品の支給（要 介護4・5のみ） |
| | | | すこやかホームヘル プサービス，すこや かショートステイ | | |
| | | 介護 予防 | 健康すこやか学級，老人福祉員，転倒予防教室， ふれあいのまちづくり事業，長寿すこやかセン ターにおける各種相談事業やすこやか講座 | | |
| | 高齢者保健事業 | 健康 づく り | 健康教育，健康相談，健康診査，いきいき健康 サポート事業（訪問指導，地域出張型介護 予防教室） | | |
| 生きがい支援 事業 | 生き がい | 老人クラブ，老人福祉センター，ゴールデ ン・エイジ・アカデミー，高齢者仲間づく り支援事業，敬老乗車証，シルバー人材セ ンター など | | | |

基本的視点（2）：日常生活圏域を基本とした在宅支援体制の構築

- 介護保険制度施行後，施設サービスの利用ニーズが高まったことから，特別養護老人ホームの優先入所基準により一定の整理を図った。
- しかし，施設志向は依然として強く，その要因として，在宅と施設の利用者負担の不均衡に加えて，重度者の在宅生活を支えるサービス基盤の脆弱性が指摘されている。
- 生涯を通じて，住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送るためには，様々な生活支援ニーズに対応した包括的なケアを，一貫性のある形で継続的に利用できる体制が求められている。また，高齢者の日常生活圏域を基本的な単位として，地域特性に応じた形で面的に整備されることが重要である。
- このため，在宅ケア推進の観点から，「介護が必要となった時にどこ（の施設）に住みたいか」という在宅・施設の二元論的視点ではなく，「どのようなサービスや支援が受けられれば，在宅で今の生活を続けられるか」という機能面に着目したニーズが把握できるよう調査を設計する。

4 調査の体系（案）

調査においては、要介護状態となるリスク要因の状況やサービス利用に対する潜在的なニーズを定量的に把握し、要介護高齢者の出現率の予測や介護サービス量の見込み量等に活用する。また、調査項目については、平成13年度に実施した調査の結果との時系列的な分析の必要性についても検討する。

【調査の体系（案）】

| 調査の種類 | 調査対象者 |
|----------------|-----------------------|
| A 高齢者一般調査 | 要介護・要支援認定者以外の65歳以上の市民 |
| B 若年者調査 | 64歳以下の市民 |
| C 居宅サービス利用者調査 | 介護保険の居宅サービス利用者及びその介護者 |
| D 居宅サービス未利用者調査 | 介護保険サービス未利用者及びその介護者 |
| E サービス供給量調査 | 市内に所在する介護サービス提供事業者 |